平成29年度 第一回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日 時 : 平成29年8月22日(火)午後2時00分~午後3時30分

場 所 : 大山崎町役場3階 防災会議室

出席者 : 委員=宇野委員、權藤委員、志部委員

事務局=本部政策総務課長、中村管財係リーダー

発注担当課=荒賀環境事業部理事兼上下水道課長、

平井地域整備係リーダー、西川上水道係リーダー

傍聴者 : 1名

≪会議の概要≫

1. 開会

- 2. 天王山古戦橋道路改修工事の内訳書について
 - ・平成28年度第二回入札監視員会で審議した「天王山古戦橋道路改修工事」において、次回定例会において内訳書の検証を行うこととしたため審議を行う。
 - ・ただし、内訳書の内容については、本町情報公開条例第6条第1項第3号に規定する非公開情報に該当するため、本町入札監視委員会条例第6条第4項に基づき、本 案件の審議のみを会議非公開とすることを全委員了承し、委員会として決定した。
- 3. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について
- (1) 平成28年11月1日から平成29年5月31日までに契約した工事案件について報告
 - ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は13件。
 - ・指名競争入札により契約した案件は1件。
 - ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は1件。
- (2) 平成29年11月1日から平成29年5月31日までに行った指名停止措置状況 の報告

- ・町が発注した建設工事に関する指名停止は行っていない。
- (3) 平成28年11月1日から平成29年5月31日までに行った再苦情処理状況の報告
 - ・該当案件なし
- 4. 抽出事案の審議について
- (1) 審議案件

【工事希望型指名競争入札】

- ①円明寺線第48号上部工新設工事
- ②舗装修繕その1工事
- ③早稲田・稲葉送水管布設その1工事
- ④庁舎陸屋根改修工事

【指名競争入札】

⑤稲葉向け送水ポンプ設置工事

【随意契約(予定価格130万円を超えるもの)】

- ⑥新第2浄水場 電気計装設備変更工事
- (2) 審議経過について

【主な質疑応答】

- ①円明寺線第48号上部工新設工事(発注担当課:建設課)
 - (委員) すでに工事は完了していると思うが、工事完了後、検査をされて、特に問題等はなかったか。
 - (担当課) 完成検査を行った結果、すべて合格で完了している。
 - (委員長)辞退された業者は、入札参加申請を行ったが、入札は辞退したということ でよかったか。
 - (事務局) そのとおりであり、入札参加申請はされ、設計書の配布も行ったが、その 後、辞退届を提出された。

- (委員長) その場合、辞退業者へペナルティを科すということはないのか。
- (事務局) 辞退届を提出されてもペナルティを科すことはない。
- (委員)辞退される際に辞退理由を聞いているのか。
- (事務局) 辞退届に理由が記載されており、今回の理由としては、技術者の配置が困難であるとの理由であった。

②舗装修繕その1工事(発注担当課:建設課)

- (委員) 失格者が1者おられるが、その失格理由は。また、失格による指名停止などは行っていないのか。
- (事務局)入札書に内訳書が添付されていなかったため、当該入札は無効となり、失格扱いとしている。指名停止については、本町の指名停止措置要綱に規定している指名停止事由に該当しないため、指名停止措置は行っていない。
- (委員長) 最低制限価格と同額で落札している案件を見比べた時に、案件によって落 札率が数パーセント変わっているが、最低制限価格の設定の仕方に違いが あるのか。
- (事務局) 工種によって最低制限価格の算定率に違いはある。本町の最低制限価格の 算定方法は規程で定めており、本町ホームページで公表もしている。

③早稲田・稲葉送水管布設その1工事(発注担当課:上下水道課)

- (委員)入札参加資格の地域要件で、大阪府島本町の業者も参加できるとなっているが、この理由は。
- (事務局) 水道工事の場合、水道管の破裂など急な対応を要するときに、工事施工業者の所在地が近隣である必要があることから、過去から、隣接する島本町の業者へも発注を行っていた。そのため、地域要件の設定として島本町を含めた設定としている。
- (委員)入札参加資格の配置予定技術者の部分で、主任技術者と配水管技能者の兼 務を可とされているが、技術者不足などでそれぞれの技術者を配置するこ

とが困難ということか。

- (事務局)建設業界全体的に技術者不足であると考えている。そのため、法律上、専 任の必要がある場合は専任配置としているが、兼務が可能な場合は兼務で の配置を可としている。
- (委員長) 競争性を高めるためにも、多くの業者が参加できるような要件設定は必要 であると思うので、法律の範囲内での要件の緩和など、今後も検討をして いただきたい。

④庁舎陸屋根改修工事(発注担当課:政策総務課)

- (委員)入札参加業者が2者となっており、少ないと感じるが、何か理由があるのか。
- (事務局) 少ない理由の調査などは行っていないため、想像でしか答えられないが、本案件は他にも2案件同時に入札を執行しており、参加できる業者としても3案件とも町内業者となっている。また、他の2案件はどちらも1千万円規模の工事で、本案件よりも高額となるため、他の2案件に参加業者が集中したことも一つの理由ではないかと考えている。
- (委員)入札が同日となった場合は、どの入札に参加するか選択しなければならないのか。
- (事務局)選択性にはしておらず、技術者の配置が可能であれば複数案件に入札参加 は可能ではある。しかし、技術者が少ないと同時に複数の入札に参加する ことが困難となる場合が考えられる。そのため、現在は、このような状況 を回避するため、可能な限り、入札日が同日とならないよう配慮している。

⑤稲葉向け送水ポンプ設置工事(発注担当課:上下水道課)

(委員)工事希望型指名競争入札で公募により発注したが、入札参加者が皆無で入 札不調になったため、指名競争入札で発注したとのことだが、工事希望型 指名競争入札での発注に何か問題があったのか。 (事務局)本案件の工事種別としては「機械器具設置工事」で発注したのだが、この 工事種別での発注が本町では珍しく、また、本町に登録している業者で入 札参加可能となる業者数も少ないため、本町の発注情報を確認された業者 が少なかったのではと考えている。また、配置予定技術者は国家資格を有 する者を配置することを要件としていたが、技術者不足などで配置が困難 であったことも理由ではと考えている。

> そのため、指名競争入札では、複数業者が入札に参加でき、競争性を確保 するため、配置予定技術者の要件を緩和し、一定の実務経験を有する者で も主任技術者としての配置を可とした。

- (委員)辞退者が多くなっているが、工事内容としては技術的に複雑な工事となっていたのか。
- (担当課) ポンプの製品を池の中へ設置し、地上と管で繋ぐ工事であるが、複雑な工 事内容とはなっていない。
- (委員)予定価格が適切に設定されているかという点で、辞退業者が多いと予定価格の範囲内での応札が困難なため、辞退者が多いということも考えられる。 予定価格は適切に設定されていたのか。
- (担当課)予定価格は公共単価を用いて適切に積算している。また、応札している3 者は、最低制限価格で応札しているため、予定価格は適切であったと考え ている。
- ⑥新第2净水場 電気計装設備変更工事(発注担当課:上下水道課)
 - (委員長) 計装盤設置時に納入した業者は、また別の業者となるのか。
 - (担当課) 今回落札した業者も含まれているが、送水ポンプ盤やろ過ポンプ盤などそれぞれの盤ごとに納入業者は違っている。
 - (委員長)では、随意契約の大きな理由としては、説明のあったように、緊急時にも 対応が可能である必要があることから、「水道施設保守点検業務委託」の 受託者と契約したということか。
 - (担当課) 施設内全停電による作業であり、特に通信の部分で、不具合に十分な対応

を行えることが必要であるため、当該施設に熟知しており、緊急時の対応 も可能である「水道施設保守点検業務委託」の受託業者と随意契約を行っ たものである。

(3) 審議結果(まとめ) について

今回審議した6案件ともに、入札及び契約事務は適正に執行されていると考える。

5. その他

- (1) 最低制限価格の事後公表への見直しについて(事務局からの報告)
 - ・入札価格が同額によるくじ引きでの落札者決定が増加し、建設業者の真の技術力及 び経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、平成29年4月1日以 降に執行する入札から、最低制限価格を事後公表としている。
 - ・なお、平成29年度は予定価格が4,000万円以上の入札案件を事後公表の対象 とし、平成30年度以後、全ての案件を事後公表とする。

(2) 次回委員会のスケジュール

- ・現在の委員任期が本年11月23日までとなっているため、定例会は本日が最後と なる。
- ・本年11月23日までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号又は第4号に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただく。

6. 閉 会